

# 回 覧

令和3年8月13日

町 民 各 位

滑川町長 吉 田 昇  
(公印省略)

銃器による有害鳥獣捕獲事業（農作物被害防除）実施予定について（お知らせ）

このことについて、町内の農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲事業を、下記日程のとおり実施いたします。なお、事業の実施にあたりましては、警察及び関連機関等の指導のもと事業を実施いたしますが、周辺住民の皆様には特段の御注意と御理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 実施期間 令和3年9月11日・12日（土・日）  
計2日間（午前8時30分～午後4時00分予定）
2. 実施区域 市野川以北の町内全域（宮前小学校鳥獣保護区、武蔵丘陵森林公園、高根カントリー倶楽部、おおむらさきゴルフ倶楽部、東松山カントリークラブ、なめがわ森林モールを除く）
3. 捕獲鳥獣 スズメ、カラス、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カガモ、カワ
4. 捕獲の方法 銃器による（散弾銃）
5. その他
  - 1) 上記日程において予定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢等によっては日程等変更させていただく可能性があります。その際は改めて町HPでお知らせさせていただきます。
  - 2) 当日は飼育している鳩を放さないで下さい。

【連絡先】滑川町役場 産業振興課  
農林商工担当：(吉野・小澤)  
〒355-8585 滑川町大字福田750番地1  
TEL 56-6906(直通)  
FAX 56-2448  
E-mail na3411601@town.namegawa.lg.jp